

# 電気通信サービスモニター制度

## 1 概要

電気通信サービスモニター制度は、よりよい電気通信サービスを快適に安心して利用できるように利用者のご意見やご要望を、アンケートへの回答やモニター会議への出席等の活動を通じて幅広くお聞きするもので、平成6年度から実施しています。

なお、電気通信サービスモニターは、毎年度、全国11の地方総合通信局等ごとに、1,000名の方々に委嘱しています。

## 2 モニターアンケート調査

全国のモニターを対象に年間2回実施しており、総務省でとりまとめの上、適宜、公表しています。

## 3 電気通信サービスモニター会議

委嘱したモニターの中から、お住まいの地域、性別、年齢、ご都合等を考慮して出席者を選出し、お集まりいただいたモニターの方々から、直接、電気通信サービスに関するご意見やご要望を伺う会議です。

平成21年度は、2月に長野県長野市において、長野県内在住のモニターの皆様に参加をいただき開催いたします。

## 4 信越管内のサービスモニター委嘱者数（平成21年度）

新潟県14名（男性12名 女性2名）

長野県18名（男性 9名 女性9名）

以 上